

## 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱

平成 20 年 10 月 27 日

告示第 268 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）の契約から暴力団等の不当な介入を排除し、もって本市が適正な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務をいう。
- (3) 物品調達等 物品の調達又は役務の提供を受けることをいう。
- (4) 入札参加資格 石巻市契約規則（平成 17 年石巻市規則第 57 号）第 2 条に規定する競争入札の参加者の資格をいう。
- (5) 有資格者 石巻市契約規則第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録された者をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (8) 暴力団関係業者 暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これとかかわりを持つ者として、石巻警察署又は河北警察署（以下「警察」という。）から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。
- (9) 不当介入 本市が発注する建設工事等の受注者に対して行われる、当該契約の履行に関する不当要求（事実関係、社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）及び妨害（契約の適正な履行を妨げる行為をいう。）をいう。

### (指名停止等措置)

第 3 条 市長は、有資格者が別表に掲げる措置要件（以下「別表措置要件」という。）に該当するときは、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 17 年石巻市告示第 180 号）に基づき指名停止措置により、入札参加資格の制限をするものとする。

### (入札公告における措置)

第 4 条 市長は、建設工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札公告において、入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、有資格者が別表措置要件に該当する場合は、入札に参加できないことを明記するものとする。

### (下請負等の禁止)

第 5 条 市長は、仕様書等により、第 3 条の規定による指名停止措置期間中の者（以下「指名停止等措置者」という。）及び警察から別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を

建設工事等に係る下請負人(一次下請及び二次下請以降のすべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。)となることを認めないものとする。

- 2 市長は、仕様書等により、建設工事等の受注者が、指名停止等措置者及び警察から別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人又は再受託者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第6条 市長は、契約書の定めるところにより、受注者が別表措置要件に該当する場合には、当該契約の解除ができるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、仕様書等により、受注者が、暴力団員及び暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、速やかに警察に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)をし、並びに市長に報告することを受注者に対し義務付けるものとする。

- 2 市長は、仕様書等により、受注者の下請負人等が暴力団員及び暴力団関係業者による不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、前項と同様の措置を行うよう、受注者に指導を求めるものとする。

- 3 市長は、受注者又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、適切に警察への通報等及び市長への報告が行われたと場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

- 4 市長は、受注者が第1項の警察への通報等及び市長への報告を怠ったことが確認されたときは、第3条の規定による指名停止等措置により、入札参加資格の制限をするものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件
1 有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）（以下「代表役員等」という。）、有資格者の役員（執行役員を含む。）若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）若しくは有資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）が、暴力団関係業者であると認められるとき、又は暴力団関係業者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。
2 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力、暴力団関係業者を利用する等しているとき。
3 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。